

令和8年度 大阪市介護予防教室 (なにわ元気塾) 事業 応募事業者向け説明会 補足資料

令和7年12月17日

大阪市 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課

本日の説明内容

- 1 介護予防教室について**
- 2 教室実施における留意点等**
- 3 その他**

説明内容に関するご質問については、質問票による
ご提出をお願いします。
回答については、後日ホームページに掲載します。

1 介護予防教室について

- 介護予防の必要性
- 介護予防教室の目的
- 介護予防教室が担う役割

なぜ介護予防が必要なのか

法律

介護保険法 第1条 (目的) 抜粋

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態…の者等について…その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう…国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けることを目的とする。

介護保険法 第4条 (国民の努力及び義務) 抜粋

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

介護予防教室の目的①

■ 事業の目的 【募集要項 第1章 3 事業の目的】

閉じこもりがちな高齢者等を始めとするすべての高齢者が、年齢を重ねても自分らしくできる限り自立した生活が送れるよう、定期的にフレイル予防、介護予防に資する教室を開催することにより、地域の人と交流の機会をもつことで生活空間を広げ、認知機能や生活全般の活性化を図る。また、大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業への参加をきっかけとして外出の機会が増えるなど、高齢者が要支援、要介護状態になることをできる限り予防し自立した活動的な生活を送ることができるよう支援する。

■ 修了に向けた支援 【仕様書 10 業務内容（8）ウ】

修了に向けた支援として、関係機関と連携のうえ、参加登録者に対して、本事業のボランティアとしての従事をはじめ、様々な介護予防事業や地域社会における自主的な活動への参加を積極的に促し、参加登録者が自身の力を活かしてより活動的な生活を送ることができるよう支援する。

介護予防教室の目的②

高齢者（特に閉じこもりがちな高齢者）が、定期的に介護予防に資する活動に参加し地域の人と交流の機会を持つことで、生活空間を広げ、認知機能や生活全般の活性化を図る。

月1回
欠かさず出席

外出の
効果を実感

介護予防の
知識を実践

得た知識を
知人等に
伝達

地域・市全体
の
介護予防

【大阪市の現状と課題】

- 高齢者人口の増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加
- 独居高齢者世帯 45.0%（令和2年） 全国平均より約15.4ポイント高い

なにわ元気塾 参加シート

地域名	
氏名	



なにわ元気塾は、年齢を重ねても、皆さんのが自分らしくいきいきと生活を送っていただくことができるよう、教室をきっかけに、地域の人と交流の機会をもち、活動的な生活を送ることをお手伝いするための教室です。

あなたの目標を決めましょう

- 例
- ・教えてもらったことを、自分でもやってみる。
 - ・周りの人と楽しく交流する。
 - ・なにわ元気塾以外にも、お出かけできるところを見つける。

皆勤めざして、がんばりましょう！



	日付	出欠	プログラム内容・生活に取り入れられそうなことなど
4月	/ ()		
5月	/ ()		
6月	/ ()		
7月	/ ()		
8月	/ ()		
9月	/ ()		



(事業者・担当者名)

連絡先:

後半もがんばりましょう！



	日付	出欠	プログラム内容・生活に取り入れられそうなことなど
10月	/ ()		
11月	/ ()		
12月	/ ()		
1月	/ ()		
2月	/ ()		
3月	/ ()		

目標は達成できましたか？
達成度や、1年間の感想を書きましょう。



来年度も、元気に過ごしましょう！



介護予防教室が担う役割

【地域全体での介護予防や地域づくりの視点】

- ✓ 新規参加者の掘り起こし
- ✓ 継続参加を促したり、知識が定着するような工夫・取組み
- ✓ 参加者同士の交流、地域交流の取組み
- ✓ 欠席者への連絡、気になる様子があった場合の関係機関との連携
- ✓ 修了後は様々な介護予防事業等の参加につながる仕組みづくり

【介護予防教室プログラム】

1 地域あたり毎月 1 回、年間12回 講話や実習等を取り入れた介護予防等に資するプログラムを開催。

実施回数	プログラム内容
年 2 回以上実施	①体操・運動 ②認知症・うつ予防
年 1 回以上実施	③食事・栄養 ④口腔機能

上記のほか、「⑤その他」として社会参加を促進するための取組みや、地域で自立した生活を送るために講話などの実施も可能。

2

教室実施における留意点等

- 対象者
- プログラム実施前の準備 参加登録
- 実施地域
- 事業従事者の資格要件
- 変更等の届出

対象者

【仕様書 4 対象者】

募集要項別紙「仕様書」P.1

65歳以上の大陗市民（大阪市介護保険第1号被保険者であること。ただし、本市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、本市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）（以下「第1号被保険者」という。）

ただし、次の（1）、（2）、（3）に掲げる者を優先する。

- （1） 基本チェックリストや後期高齢者の質問票を用いる等、保健福祉センター・地域包括支援センター等が行ったアセスメントにより閉じこもり等の理由から本事業への参加が望ましいと判断された者。
- （2） 要介護者、要支援者又は事業対象者で、地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業所のアセスメントにおいて閉じこもり等の理由から本事業への参加が適切であると判断された者。
- （3） その他参加が望ましいと判断された者
ただし、上記（1）及び（2）を優先させ、定員の範囲内とする。

**閉じこもりがちな高齢者等が、定期的に介護予防等に資する活動に
参加できる通いの場を地域に確保するための事業であることを踏まえ、
地域の関係機関等と連携して優先して受け入れる。**

プログラム実施前の準備 参加登録

【仕様書 10（1）ア i ~ iv】

募集要項別紙「仕様書」P.4

- i 受注者は、参加希望者に対し、「介護予防教室事業参加申込書兼同意書（様式1表面）」（以下「参加申込書兼同意書（様式1）」という。）と裏面の「介護予防教室開始時アンケート（様式1裏）」を用いて、対象者の要件に合致しているか・参加目的・留意事項・他事業者や他地域での参加登録がないか等を口頭で説明し確認を行う。
- ii 受注者は、「参加申込書兼同意書（様式1）」を、参加希望者から初回実施日までに受理し、記入漏れ等がないかを確認のうえ、「参加申込書兼同意書（様式1）」の写しを参加希望者へ渡し、実施日・実施場所・実施内容等について説明する。
- iii 受注者は、「参加申込書兼同意書（様式1）」に記入漏れがあった場合はその場で聴き取るか電話、訪問等により確認のうえ記載する。
- iv 受注者は、「参加申込書兼同意書（様式1）」をもとに「介護予防教室参加登録者名簿」（様式2）（以下「参加登録者名簿（様式2）」という。）に必要事項を入力し、緊急連絡先・かかりつけ医師（内科等）を必ず把握し、緊急時に対応できるよう備えておくこと。
なお、参加者の登録を隨時受付し、上記 i ~ iii の対応を行う。

「**参加申込書兼同意書（様式1）**」の各項目について、記入漏れのないよう、**参加希望者と確認**したうえで受け付けてください。

実施地域

【仕様書 5 実施地域】

募集要項別紙「仕様書」P.1～2、9

受注者は、原則として1 地域（小学校区を想定。）6名以上の参加登録があった場合にその地域において1か所本事業を実施できるものとする。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、発注者へ事前に協議したうえで「実施内容変更届（様式7－1）」、「追加開催理由書（様式7－2）」及び発注者から指示のあった書類を提出し、新たな教室の開催を可能とする。

なお、発注者は地域の参加者数の実績等を考慮のうえ、承認を行う。

- (1) 実施地域の参加登録者数が、「6実施場所の設備及び定員」の定員を超えた場合
- (2) 実施地域の関係機関等から開催依頼があった場合

実施には、1地域6名以上の参加登録が必要。

関係機関と連携し、本事業の対象となる方を把握し、参加を積極的に促す。

【仕様書 10（8）地域や関係機関との連携による参加者への支援（抜粋）】

ア 新規参加者の掘り起こし

受注者は、関係機関と連携のうえ、介護保険等のサービスに繋がっていない、閉じこもりがちな高齢者を把握し、本事業への参加を積極的に促す。

事業従事者の資格要件

募集要項別紙「仕様書」P.3~4

【仕様書 9 事業従事者・講師の資格及び実施体制（抜粋）】

受注者は、（ア）（イ）の事業従事者と（ウ）の講師の合計2名以上の配置を必須とし、うち1名は（ア）の事業従事者を配置する。なお、事業従事者については、発注者に届け出た者とする。

また、（イ）の事業従事者については、「事業実施体制（応募書類様式5号）」に記載していない地域ボランティアを充てることができるが、その業務（役割）を十分に認識させること。

受注者は、①体操・運動、②認知症・うつ予防、③食事・栄養、④口腔機能に関するプログラムを実施する際には、必ず（ウ）の業務（役割）及び資格に沿った講師を配置する。なお、⑤その他のプログラムについては必要に応じて配置する。

※（ア）・（イ）・（ウ）の詳細については、仕様書P.3を参照

◆（ア）の事業従事者の業務及び資格要件

	業務（役割）	資格要件
（ア）	事業の運営および調整 関係機関、地域の役員等との連携	生活指導員（社会福祉士、社会福祉主任用資格）、 介護支援専門員・介護福祉士・介護職員初任者研修課程修了者で実務経験を有する者 上記に掲げる資格または（ウ）の①～④に掲げる資格のうち1つを有すること

実施時には、上表に掲げる資格を保有する（ア）の事業従事者の配置が必要。

変更等の届出

【募集要項 11 変更等の届出】

募集要項別紙「仕様書」P.9

受注者は、事業実施に係る内容及び応募書類の記載内容に変更・追加がある場合は、期日までに発注者へ提出すること。

	事業実施に係る内容変更	応募書類の記載内容に係る変更
様式	実施内容変更届（様式7-1）	契約内容変更届（様式8）
変更・追加 内容	<input type="radio"/> 事業従事者（資格名も記載） <input type="radio"/> 実施場所 ※1 <input type="radio"/> 追加開催 ※2 <input type="radio"/> 廃止（統合開催含む） ※3	<input type="radio"/> 法人登記事項 (名称、代表者、所在地等) <input type="radio"/> 連絡先
提出期日等	変更が判明次第、速やかに発注者へ提出する。 ※1 実施場所の変更については、事前に発注者へ連絡を入れ、3週間前までに「事業実施体制（応募書類様式5号）」の添付資料ア（実施場所所在地図）イ（実施場所の見取図）ウ（実施場所全景）を添付して提出する。 ※2 追加開催の場合は、発注者へ事前に協議したうえで「追加開催理由書（様式7-2）」及び発注者から指示のあった書類を添付のうえ提出する。 ※3 教室を廃止する場合（追加開催している教室を、通常開催に戻す場合を含む）は、事前に発注者へ連絡を入れ、実施内容変更届（様式7-1）の「□実施場所の変更」欄に記載のうえ提出すること。	

- 令和7年度実施事業者で、分割開催していた教室を、令和8年4月実施分から、もとの形の通常開催に戻す場合は、実施内容変更届（様式7-1）は必要ありません。
- 応募書類様式5号（事業実施体制）で、同一地域での分割開催がある令和7年度実施事業者については、必要に応じて実施状況等を確認する場合があります。
- 令和8年4月から新たに教室を開始する場合、応募書類様式5号-②（開催理由書）に開催経緯を詳細に記載のうえ提出してください。
- なお、令和8年度から新たに実施する事業者は、応募書類様式5号-②（開催理由書）の「1.内容」に全ての地域と期間を入力し、「2.開催経緯」に地域ごとの開催経緯と今後の見通しを詳しく記載してください。

3 その他

- 応募書類について
- 今後のスケジュールについて

応募書類について

● 留意点

- ・応募書類については、必ず、下記のホームページに掲載しているデータをご使用ください。（※過去の応募書類データは使用しないでください。）

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000664085.html>

- ・応募書類様式4号「誓約書」については、両面コピーでお願いいたします。
- ・令和8年4月実施分より新たな教室を追加する場合は、
応募書類様式5-②「開催理由書」をご提出ください。
- ・応募書類を提出する際には、
事前に、提出方法・提出日時・担当者をご連絡ください。
※必要書類が揃い次第、速やかにご提出ください。

<連絡先> 福祉局地域包括ケア推進課（担当：加藤・西畠）
電話：06-6208-9957

今後のスケジュールについて

令和8年1月6日（火） <u>17:30まで</u>	質問受付締切
令和8年1月16日（金）頃	質問事項・回答 ホームページ掲載
令和8年1月30日（金） <u>17:00まで</u>	応募書類受付締切
令和8年2月中旬	事業者決定通知
令和8年3月16日（月）	参加登録者名簿（様式2） 実施計画書（様式4） 提出締切